

令和 5 年

上尾市議会 9 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 5 7 号	令和 4 年度上尾市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 5 8 号	令和 4 年度上尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 5 9 号	令和 4 年度上尾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 6 0 号	令和 4 年度上尾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	別冊
議案第 6 1 号	令和 4 年度上尾市水道事業会計決算の認定について……………	別冊
議案第 6 2 号	令和 4 年度上尾市公共下水道事業会計決算の認定について……………	別冊
議案第 6 3 号	令和 5 年度上尾市一般会計補正予算（第 5 号）……………	別冊
議案第 6 4 号	令和 5 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案第 6 5 号	令和 5 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案第 6 6 号	上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第 6 7 号	上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	2
議案第 6 8 号	財産の取得について……………	8
議案第 6 9 号	市道路線の認定について……………	1 2
議案第 7 0 号	公平委員会委員の選任について……………	1 3
議案第 7 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	1 4
議案第 7 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	1 5

議案第 66 号

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年上尾市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 67 号

上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市火災予防条例の一部を改正する条例

第 1 条 上尾市火災予防条例（昭和 37 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下この条において同じ。）にコネクタ（充電ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下この条において同じ。）を用いて」に、「及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下この条において同じ。）により構成されるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 11 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第 11 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第 11 号中「緊急停止させることができる

措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「をいう。」の次に「第23条第4項において同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。
第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

第2条 上尾市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「急速充電設備の筐体は、雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床土又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の部を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こ	14キロワット以下	100	15	15	15	注	機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				んろ・グリル付こ							

			んろ・グリドル付 こんろ					
			据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 注	15	15 注
	不燃	開放式	組込型 こんろ・グリドル付 こんろ、 キャビネット型 こんろ・グリドル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0
			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
固体燃料	不燃 以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
上記に分類されないもの		使用温度が800度以上のもの		—	250	200	300	200

	使用温度が 300度以上800 度未満のもの	—	150	100	200	100
	使用温度が 300度未満の もの	—	100	50	100	50

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定 令和5年10月1日

(2) 第2条及び附則第5項から第7項までの規定 令和6年1月1日
(急速充電設備に関する経過措置)

2 第1条中第11条の2第1項の改正規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている第1条の規定による改正後の上尾市火災予防条例（次項及び附則第4項において「第1条改正後の新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

(喫煙等に関する経過措置)

3 第1条改正後の新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 第1条の規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている第1条改正後の新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、第1条改正後の新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(燃料電池発電設備等に関する経過措置)

5 第2条の規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び同条の規定による改正後の上尾市火災予防条例（以下「第2条改正後の新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第7項に掲げるものを除く。）のうち、第2条改正後の新条例第11条第1項第3号の2（第2条改正後の新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（蓄電池設備に関する経過措置）

6 第2条の規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている第2条改正後の新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、第2条改正後の新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 第2条改正後の新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、第2条の規定の施行の際、現に設置されているもの及び同条の規定の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、第2条改正後の新条例第13条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

提案理由

総務省令の改正に伴い、急速充電設備等について火災予防上必要な措置の見直しが行われたことから、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 68 号

財産の取得について

下記のとおり土地を取得することについて、議決を求める。

令和 5 年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 土地の所在・地番、地目及び地積 別紙のとおり
- 2 取得の目的 (仮称) 平方雨沼公園用地の購入
- 3 取得の方法 随意契約
- 4 取得価格 145,464,015 円
- 5 契約の相手方 別紙のとおり

提案理由

(仮称) 平方雨沼公園用地を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

土地の所在・地番		地目	地積 (㎡)	契約の相手方の住所及び氏名
上尾市大字 平方字雨沼	8 3 1 番 1	田	4 . 5 9	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 3 2 番 1	田	8 4 0	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 3 4 番 1	田	1 2 2	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 3 5 番	田	5 9	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 3 6 番 2	田	1 9	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 3 8 番 1	田	2 7 2	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 3 9 番 1	田	2 9 3	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 4 3 番 1	田	8 4	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 4 4 番 1	田	1 8 4	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 4 5 番	田	3 0 0	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 4 6 番	田	9 9	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 4 7 番	田	7 6	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 4 8 番	田	2 5 2	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 4 9 番	田	1 5 1	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 5 0 番	田	7 9	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 5 1 番 1	田	1 4 8	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 5 2 番	田	1 8 0	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 5 3 番	田	4 7 6	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 5 4 番	田	1 2 9	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	8 5 5 番	田	4 0 0	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
8 5 8 番	田	3 0 8	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
8 5 9 番	田	1 7 8	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
8 6 0 番	田	1 3 4	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	

土地の所在・地番		地目	地積 (㎡)	契約の相手方の住所及び氏名
上尾市大字 平方字雨沼	8 6 1 番 1	田	6 6 0	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	8 6 3 番	田	3 8	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	8 6 4 番	田	1 3 2	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	8 6 5 番 1	田	2 5 8	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	8 7 0 番 1	田	5 8	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	8 7 1 番 1	田	6 4	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	8 8 0 番 1	田	1 2 1	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 0 2 4 番 1	田	2 6 0	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 0 2 9 番	田	2 5 0	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 0 3 0 番	田	3 5 9	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 0 3 1 番	田	4 9 3	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 0 3 2 番 1	田	5 4 2	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 0 3 3 番	田	3 1 8	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 0 3 5 番	田	1 , 0 3 4	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 0 3 7 番 1	田	1 , 7 6 7	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 0 4 2 番	田	3 4 9	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 0 4 4 番	田	6 5 1	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 0 5 0 番	田	5 2 9	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 0 5 1 番	田	6 0 5	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
	1 0 5 7 番	田	7 3 6	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
1 0 5 9 番	田	4 8 4	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○	
1 0 6 6 番	田	7 3 7	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○	
1 0 7 1 番 1	田	1 , 0 2 9	○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○	

土地の所在・地番		地目	地積 (㎡)	契約の相手方の住所及び氏名
上尾市大字	1078番 3	田	39	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
平方字雨沼	1081番 3	田	94	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○
購入する土地の合計面積			16,394.59㎡(48筆)	

議案第 69 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 5 年 8 月 30 日提出

上尾市長 畠山 稔

記

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
31205号線	上尾市二ツ宮1007番地先	上尾市二ツ宮1007番地先	
40554号線	上尾市大字大谷本郷字後耕地880番地先	上尾市大字大谷本郷字後耕地880番地先	
40555号線	上尾市大字大谷本郷字後耕地880番地先	上尾市大字大谷本郷字後耕地880番地先	
51153号線	上尾市大字瓦葺字前原2017番地先	上尾市大字瓦葺字前原2017番地先	

提案理由

都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第70号

公平委員会委員の選任について

上尾市公平委員会委員に下記の者を選任することについて、同意を求める。

令和5年8月30日提出

上尾市長 畠山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

根 岸 遼

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

公平委員会委員福地輝久氏が令和5年7月21日をもって退職したため、後任として根岸遼氏を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出する。

議案第 7 1 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

上尾市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、
同意を求める。

令和 5 年 8 月 3 0 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

今 村 公 宜

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

固定資産評価審査委員会委員今村公宜氏の任期は、令和 5 年 9 月 3 0 日
で満了となるが、同氏を再び選任することについて同意を得たいので、地
方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

